《死亡》チェックシート一覧表

項目	場所	チェック
死亡届	市民課(西館1階④窓口)TEL 0532-51-2276 窓口センター	
世帯変更届	【世帯主の方が死亡された時】 市民課(西館1階④⑤窓口)TEL 0532-51-2279 窓口センター	
印鑑登録	【印鑑登録をしている方】 市民課(西館1階④⑤窓口)TEL 0532-51-2279 窓口センター	
国民健康保険	国保年金課(西館1階®窓口)TEL 0532-51-2293 窓口センター	
国民年金	国保年金課(西館1階⑨窓口)TEL 0532-51-2290	
社会保険、厚生年金	豊橋年金事務所 TEL 0532-33-4111	
老齢基礎年金等受給者	国保年金課(西館1階⑨窓口)TEL 0532-51-2290 豊橋年金事務所 TEL 0532-33-4111	
後期高齢者医療制度·後期 高齢者福祉医療費	国保年金課(東館3階)TEL 0532-51-3132 窓ロセンター	
児童手当	こども家庭課(東館2階®窓口)TEL 0532-51-2321	
児童扶養手当等	こども家庭課(東館2階®窓口)TEL 0532-51-2321	
介護保険	長寿介護課(東館3階)TEL 0532-51-3131 窓ロセンター	
身体障害者手帳、療育手帳	障害福祉課(東館1階⑪窓口)TEL 0532-51-2345	_
精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課(東館1階⑬窓口)TEL 0532-51-2312	
上下水道 (口座振替、使用者の変更 が必要な場合)	上下水道局お客さま料金センター TEL 0532-51-2712	

《死亡》チェックシート

■死亡届

市民課(西館1階④窓口)TEL 51-2276 窓口センター

【注意1】死亡を知った日から7日以内(国外で死亡したときは3ヶ月以内)に届出が必要です。

必要なもの	チェック
認印	
届書の死亡診断書に医師の証明したもの	

【注意2】世帯主の方が死亡された場合は、世帯主変更が必要です。

■印鑑登録

市民課(西館1階④⑤窓口)TEL 51-2279 窓口センター

【注 意】手続きは必要ありませんが、印鑑登録証(カード)をお返しください。

■国民健康保険

国保年金課(西館1階®窓口)TEL 51-2293 窓口センター

【注意】国民健康保険に加入している方が死亡された時に届出が必要です。 世帯主の方が死亡された場合は、その世帯全員の国民健康保険証が必要です。

必要なもの	チェック
喪主の認印	
死亡した方の国民健康保険証等	
喪主の確認書(会葬礼状等)	
喪主の預金通帳	

■国民年金

国保年金課(西館1階9窓口)TEL 51-2290

【注意 1】国民年金に加入している方が死亡された時は、死亡一時金等支給申請が必要です。

必要なもの	チェック
認印	
年金手帳 または 基礎年金番号通知書	
預金通帳(死亡一時金等を受け取る方名義)	

【注意2】老齢基礎年金等を受けている方が死亡された時は、未支給年金支給申請等の手続きがが必要です。詳しくは担当課へお尋ねください。

■社会保険、厚生年金

豊橋年金事務所 TEL 33-4111

【注意】社会保険、厚生年金に加入している方が死亡された時は、勤務先または豊橋年金事務所へお問い 合わせください。

■後期高齢者医療制度・後期高齢者福祉医療費

国保年金課(東館3階)TEL 51-3132 窓口センター

必要なもの	チェック
喪主の認印	
死亡した方の後期高齢者医療被保険者証等	
喪主の確認書(会葬礼状等)	
喪主の預金通帳	

■児童手当

こども家庭課(東館2階(®窓口)TEL51-3161

【注意 1】 受給者が死亡された時は、消滅届の提出及び未支払児童手当(特例給付)の請求手続きが必要です。

必要なもの	チェック
認印	
支給対象児童名義の預金通帳	

【注意2】対象児童が死亡された時は、消滅届又は額改定届の提出が必要です。

■児童扶養手当等

こども家庭課(東館 2階間窓口)TEL 51-2321

【注 意】18 歳到達年度終了前のお子さんがいる母子・父子家庭世帯の方は、状況により児童扶養手当を申請できます。

■介護保険

長寿介護課(東館3階)TEL 51-3131

【注 意】介護保険の被保険者証の交付を受けた方が死亡された時は、介護保険資格喪失届の手続きが必要です。

必要なもの	チェック
認印	
介護保険被保険者証	

■身体障害者手帳、療育手帳

障害福祉課(東館 1 階⑪窓口)TEL 51-2345

精神障害者保健福祉手帳

障害福祉課(東館 1 階(3)窓口)TEL 51-2312

【注意 1】障害者手帳所持者が死亡された時は、手帳の返還および手当等の喪失の手続きが必要です。

必要なもの	
認印	
各障害者手帳	
マイナンバーカードまたは通知カード	
相続人の預金通帳(住民票と同一世帯の方に限る)	
来庁者の写真付きの身分証明書	

【注意 2】相続人の条件など細かい規程がありますので詳しくは担当課へお問い合わせください。

■上下水道

上下水道局お客さま料金センター TEL 51-2712

【注 意】使用者、及び口座振替名義人の方が死亡された時は、変更の手続きが必要です。

詳しくは、担当課へお問い合わせください。

お問い合わせの際は、「水道使用水量等のお知らせ」に記載してあります「お客様番号」をお知らせください。